

<ひきこもり>支援方法の再検討

— 若者自立塾事業との関係から —

檜 垣 昌 也

聖徳大学短期大学部

Re-examination of support methods for hikikomori

— Consider in relation to “wakamonojiritujyuku” measures —

Higaki Masaya

Shotoku University Junior College

Abstract : This paper is one of the considerations on “hikikomori.” In this paper, the policy of “wakamonojiritujyuku” is mainly examined.

It has been a long time since “hikikomori” was recognized, but the Ministry of Health, Labour and Welfare has made a major shift in the guidelines from aiming at self-reliance to maintaining self-reliance. However, the necessity of such a shift has been known since the closure of the “wakamonojiritujyuku” project. This paper confirms this by examining the “wakamonojiritujyuku” project and related measures.

Key Words : hikikomori, support methods, wakamonojiritujyuku

抄録 : 本稿は<ひきこもり>に関する考察の一つである。

本論での論考の中心は「若者自立塾事業」との関係である。<ひきこもり>が認識されて久しいが、「自立を目指す」から、「自律の維持」へというように、厚労省は支援の指針を大きく転換させた。

しかし、このような転換が必要になることは、「若者自立塾事業」の廃止の時点でわかっていたことである。そこで本稿は「若者自立塾事業」と関連施策の検証から、このことを確認することを目的とする。

キーワード : <ひきこもり>、支援の方法、若者自立塾

はじめに

報告者は職業教育研究開発センターの職業教育研究集会においてこれまでに以下の報告機会を得た。

- ①福祉施設と若年無業者の親和性に関する研究 — 若年無業者の福祉業界への職業教育の探求 — (第17回)
- ②若年無業者と支援をめぐる一考察 — 状態像と統計資料から — (第18回)
- ③若者自立塾事業の再検討 — 支援のミスマッチの

背景をさぐる — (第19回)

- ④“ひきこもり支援推進事業”における就労支援 — その運用と背景をさぐる —
- そして、上記①、②を出発点として、『敬心・研究ジャーナル6巻2号』(2023年1月25日公開)において、「若年無業者支援ならびに関連性のある<ひきこもり>¹⁾支援における家政学的知見導入の意義」として論考を公開させていただいた。
- 本稿もこれら一連の研究の延長線上にあり、第19

回職業教育研究集会において発表させていただいた、「若者自立塾事業の再検討―支援のミスマッチの背景をさぐる―」を出発点に、〈ひきこもり〉の支援そのものの是非を含め、これまでの〈ひきこもり〉支援方法について再検討を試みるものである。

本稿の意義

2025年1月、厚労省は「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」という支援の指針を公表した²⁾。

この指針は〈ひきこもり〉という言葉が流通し始めることになった2000年以降、多くの“言説者”や“実践者”が見据えていた目標から大きな転換を図ったものといえそうである。

ただ、この“方向転換”は、「若者自立塾事業」の“失敗”からもある程度は予見できていたのではないだろうか。

2016年10月に出版された『ひきこもり・ニートが幸せになるたった一つの方法』は支援の立場にいた著者による、「就労自立」の困難さを表明したものであった。政策として一律に「自立」を目指すことの困難さは、いわゆる現場で“当事者”と様々な形がかかわったものならば難しいのではないかということは自明であったのではないだろうかと考える。

また、〈ひきこもり〉というあいまいな定義で示された状態を支援の対象としたことが問題であったともいえる。

本稿の出発点となる「若者自立塾事業の再検討―支援のミスマッチの背景をさぐる―」は、若者自立塾事業がどのような経緯で策定実施され、廃止となったのか、そして2022年の段階でも実施されている自治体・法人レベルでの事業があり、継続の理由を検証することを目的としていた。

国の事業としては、廃止されている若者自立塾事業であるが、事業廃止後も様々な形で継続してきたということを確認、検証することは、あいまいな定義で扱われる〈ひきこもり〉をめぐる支援方法を検討する上でも意義があるものと考えている。

また、「若者自立塾」に関する研究・論考はあまりなく、KAKEN（科学研究費助成事業データベース）において「若者自立塾」そのものでヒットした採択研究課題は1件（「若者自立塾」を主題に採択された

研究）であった³⁾。

採択課題である安保英勇らによる「若者自立塾プログラムが利用者に与える影響に関する心理学的研究」は2009年から2011にかけての研究である。またWARP（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業）において、同じく「若者自立塾」をキーワードに資料収集を行ったが、後述する一部の資料を除きほとんどが2007年前後の資料である。

2025年1月に厚労省が〈ひきこもり〉支援策の到達目標を大きく転換させた今、改めて若者自立塾事業や後継事業を振り返り、この政策を検証することは、意義のあることと考える。

このように本研究は、既出の行政資料ならびに、先行研究者・実践者による研究・実践にともなう言説を考察対象として内容分析を行う。したがって、人を対象とする研究で留意すべき【倫理的配慮】を欠く研究にはならないことを付記する。

1. 若者自立塾事業

正式な名称は「若者職業的自立支援推進事業」であり、その略称である。

若年無業者⁴⁾対策として2003年に内閣府、経済産業省、厚生労働省、文部科学省の1府3省合同で策定された「若者自立・挑戦プラン」を受け2004年に事業計画の概要が発表され、2005年度から2010年度まで実施されていた、いわゆる若年無業者対策に関する厚労省の委託事業である。事業仕分けの対象となり廃止されている。

若者自立塾事業は、2009年に行われたこの事業仕分け（行政刷新会議）⁵⁾において、「定員充足率の低さ」が指摘され、「廃止すべき」の結論が出された。そして2010年度で廃止となったことは報道でも大きく取り上げられ、広く一般にも知られた事業である。

この事業はどのような経緯で政策化されたのだろうか。

『「若者自立塾創出推進事業」の実施について（塾実施者の公募について）』という資料が平成17（2005）年5月23日に発表されている。この資料から読み取れることは、①厚労省の認識として教育訓練も受けず就労することもできないでいる若年者の増加が深刻な問題となっている。そこで②合宿形式

による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図る。③働くことについての自信と意欲を付与することにより、就職、職業訓練等へと導く。(番号の割り振りは報告者)。このような認識①と解決策②③として、「若者自立塾」を設置(運営は民間)し、厚労省はこの塾の運営のために「若者自立塾創出推進事業」を実施する、というものであった。

そして厚労省が②③の解決策を導き出した根拠といえるものが「社会生活や職業生活の前提となる生活習慣や就労意欲が欠如し、親への依存から脱却できないことから、教育訓練も受けず就労することもできない若年者等(以下「支援対象者」という)に対し、合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就職、職業訓練等へと導くこととする。」という事業趣旨である。

具体的には、事業者を公募で募り全国に20か所設置する。塾のイメージとして、1塾当たり、約20人で3ヶ月合宿、この3か月のうち前半は生活訓練、後半は労働体験・資格取得講座の実施、といった内容である。国から訓練等奨励金として1人3ヶ月当たり30~40万円程度を定額助成するといったもので、平成17年度予算額として9.8億円を算出し、塾の選定・指導、奨励金の支給等の事務委託を財団法人社会経済生産性本部にするものであった。この公益財団法人社会経済生産性本部は昭和30年設立のシンクタンクであり、若者自立塾創出推進事業の廃止後も、「地域若者サポートステーション事業」、「若者育成支援事業」の委託先となった。

平成17年度のスタート時から、若者自立塾事業を行っている近藤正隆はシンポジウム報告資料の中で、「①現在のニート対策は、政府も我々も努力をしているが、これはあくまで対症療法である。根本的には学校教育のなかでキャリア教育を行い、ニートの芽を摘むことである。」と述べている。しかし同報告資料の中で「現在のニートを見ると、約半数は(1)~(5)の不登校・中退組、残りの半数はその後の人生に原因があると考えられる」とも述べてい

る。とするならば、「根本的(な解決法である)学校教育のなかでキャリア教育を行う」ことが難しくなっていることを示している。ニートの根本的な解決を学校教育に求めるのであれば、不登校ゼロを掲げなければならなくなる。学齢期人口が減少しているにも関わらず、不登校児童生徒が増えている現状を鑑みればかなり困難な解決策である。

前述の通り、この事業は2010年度に廃止される。

廃止される年度末に厚労省は「若者自立塾事業」事業仕分けを踏まえた合宿型若者自立プログラムの展開の方針」を発表する。

厚労省は、この資料において先に示したこの事業の概要と実績として「入塾者約2,800名、卒塾6ヵ月経過後の就労率約61%(いずれも事業開始時から平成21年12月までの累計)」を示し、併せて「事業仕分け」による評価も以下の2点が示されている(番号割り振りは報告者)。

- ①「事業開始から5年が経過しているが、効果の検証や実績がきちりと把握できていない。やり方を含め、一旦廃止して徹底的に見直すべき」
 - ②「ニート対策の重要性は十分共感できるが、この事業についてはやり方を変えたほうがよい。」(平成21年11月30日「第4回行政刷新会議」報告)
- 上記①は事業仕分け評価コメントのとりまとめコメントである。いわば総評といえるものである。②に関しては、9つある評価者コメントのひとつのコメントを取り上げている。それらのコメントを以下に示す。

- 事業の有効性(費用対効果)、自己負担のあり方も含めて一旦廃止をして、再検討すべき。
- 平成17年度開始以来5年が経過。ニート対策の重要性は十分共感できるが、この事業については、一度廃止しやり方を変えたほうがよい。
- 若者自立塾はコストに対して成果が小さすぎる。(財)日本生産性本部に丸投げで事業委託する必要性は疑問。当事業は一度廃止して、ニート対策の総合的効果的な施策を検討すべき。
- 少なくとも入塾者や卒塾者に関する情報や効果についてもっときちんと把握すべきである。
- 600人/64万人<0.1%では問題に対する施策になっていない。自治体・民間に任せるべき。自治

体を通じて NPO にやってもらうべき。

- 地域の産業や教育事情をよく知っている地方に基本的には運営を任せるべき。国は地方のモニタリングに徹するか、地方に予算を付けて任せてしまったほうがよいのではないか。
- 日本生産性本部の手数料が過大である。お金が先で、事業が後付けになっていないか。
- 効果の検証が出来ていない。効果がありニーズがあるなら拡大もありうるが、対象者数と到達目標がないところで、予算などとれるものではない。日本生産性本部を通さなくても直接 NPO で対応できる。
- 国で見えない形でする事業ではなく、ニートを利権のタネにするものを見逃してはならない。

このように、評価者のコメントには、厚労省が提示した以上に様々な評価がされている。もし厚労省が「事業仕分けを踏まえた」次の方針を示すのであれば、これらのコメントも踏まえる必要があったであろう。

ともあれ、この資料で次の4点を「見直しの方針」として提示した（番号の割り振りは報告者）。

- ①現行の「若者自立塾事業」は、事業仕分けの評価を踏まえ、平成21年度をもって廃止。
- ②ニート対策として、特に自立に困難を抱える者を対象とした、合宿型による生活指導、体験重視の自立支援プログラムは今後も必要。
- ③このため、ニートの若者等を対象に、基礎能力向上を目的とし創設した「基金訓練社会的事業者等訓練コース」を活用し、「合宿型若者自立プログラム」を展開可能なスキームを整備。
- ④その際、社会的事業等分野の OJT を強化する等、より就職に資するプログラムの拡充を図るとともに、受講者選定から修了後の就職支援に至るまでハローワーク等との連携を強化し、労働施策としての成果向上を目指し、その検証に努めるもの。

この中での②～④で読み取れることは「合宿型プログラム」は引き続き実施することと、新たな事業や既存の組織であるハローワークとの連携などを明記して実施を目指すということである。

2. 若者自立塾事業廃止後

(1) 合宿型若者自立プログラム

このように「若者自立塾事業」としては廃止されたのだが、厚労省は、平成22年度、の基金訓練のひとつとして、新たにニート等の若者を対象とした「合宿型若者自立プログラム」を実施した。

このように、若者自立塾との比較を示しながら提示した。明らかな変更点としては、①入塾の段階でハローワークが関わる、②プログラムに OJT を加える、といったところである。

しかし、この表にあるように、新たな予算措置がないため、23年度には、この事業も廃止された。

厚労省の雇用・労働の人材開発に関する政策ページ（web サイト）には、「～「若者自立塾」事業の廃止について～」というページがあり現在も閲覧ができる。

そこには以下のアナウンスが表示されている⁶⁾。

「若者自立塾」事業は、平成21年度末をもって廃止となりました。

平成22年度は、「緊急人材育成・就職支援基金事業」の基金訓練のひとつとして、新たにニート等の若者を対象とした「合宿型若者自立プログラム」を実施します。

訓練コース等については中央職業能力開発協会の HP (<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>) でご確認ください。

中央職業能力開発協会（略称：JAVADA）は、職業能力の開発の促進を図ることを目的として、職業能力の評価とキャリア形成の支援等を行う職業能力開発促進法（第52-78条に規定されている厚生労働省の人材開発統括官所管の特別民間法人という位置づけである。

現在も事業の柱の一つとして「若年技能者人材育成支援」があるが、web サイト上の資料を確認するとニートに関するものとしては平成21年3月に提示された「若年者向けキャリア・コンサルティング研究会の報告書」を確認することができる。

この報告書では、若年者の定着支援・継続的職業能力開発のためのキャリア形成支援のあり方が中心であり、キャリア形成のための教育機関・企業・公的機関そしてキャリアコンサルタントが果たす役割などを中心に述べられており、合宿型支援への言及

表 1

事業仕分けを踏まえたニート等の対する新たな合宿型若者自立プログラムの概要(若者自立塾との比較)		
	平成22年度 合宿型若者自立プログラム 実施計画 (平成22年4月より実施予定)	(参考)現行 若者自立塾 (～平成21年度)
名 称	○ 緊急人材育成・就職支援 基金訓練 社会的事業者等訓練コース 合宿型(合宿型若者自立プログラム)	○ 若者自立塾事業
対 象 者	○ 基本的な生活習慣、働く自信等、自立に向け困難な課題を抱え、合宿型プログラムにより就職の実現が見込まれるニート(40歳未満)	○ 基本的な生活習慣、働く自信等、自立に向け困難な課題を抱えたニート(40歳未満)
入塾(受講)手続き	○ 各実施機関による適格性判断に加え、ハローワーク等が就職可能性等を判断し、受講勧奨。その後も就職支援に一貫して関与	○ 各塾運営団体が適格性判断の上決定
プログラム	○ 生活訓練、労働体験、基礎技能習得の訓練+社会的事業者等分野のOJT(訓練時間の1/4以上)一就職に向けたより実践的なプログラムを編成 ○ 概ね3～6か月(通常6か月の設定が想定)	○ 生活訓練、労働体験、基礎技能習得の訓練 ○ 原則3か月(一部6か月)コース
その他実施体制等に関する要件	○ 訓練・宿泊施設が一定の規格を満たす ○ 指導者の配置に加え、キャリア・コンサルティング等就職支援の体制整備	○ 訓練・宿泊施設が一定の規格を満たす
実施機関に対する支援	○ 受講実績に応じた訓練奨励費(10万円/人・月) ○ 実施計画・実績に応じた新規訓練設定奨励金【自立塾事業から相当のプログラム拡充、これに応じた施設整備を図った場合に限る】	○ 入塾実績等に応じた訓練等奨励費(通常28.6万円、低所得世帯38.6万円/人・3か月) ○ 活動実績に応じた入塾活動奨励費、資格取得奨励費、フォローアップ奨励費
入塾(受講)者自己負担・これに対する支援	○ 訓練経費無料 ○ ホテルコスト(自立塾と概ね同等と見込まれるもの)自己負担 ○ 一定の要件を満たす場合、訓練・生活支援給付(10万円/月)支給	○ 訓練経費無料 ○ ホテルコスト(平均30万円/3か月)自己負担 ○ 本人給付無し
認定、奨励金支給監査等実施主体	○ 21年度補正予算により造成された基金訓練スキームの中で、中央職業能力開発協会(窓口は雇用・能力開発機構都道府県センター(平成21年度))が「基金訓練の認定基準」に基づく認定、奨励金支給等を実施	○ 若者自立支援中央センターが若者自立塾専門委員会の審査を踏まえた認定、奨励金支給、監査を実施(財)日本生産性本部(平成21年度)
財源、予算規模	○ 緊急人材育成・就職支援基金(平成22年度まで)、新たな予算措置なし(注)	○ 一般会計、5.1億円(21年度予算額)
実施団体・箇所数	○ 上記認定基準の下で訓練計画の認定を受けた団体が実施 →自立塾運営団体等、30箇所程度の実施を見込む	○ 28団体・箇所(22年2月現在)
入塾(受講)規模	○ 自立塾実績以上(600名以上)の受講規模を目指す	○ 入塾見込数 約600名(21年度)
卒業(修了)者の就労率	○ 修了6か月時点:目標70%	○ 卒業6か月時点:目標70%、実績約61%(累計)

(注) :若者自立塾事業について、訓練等奨励費を入塾実績に応じ支給する仕組みのため、22年度政府予算案には21年度入塾者に係る経過措置分のみ計上。

はなくなっている。

厚生労働省の Web サイトを確認すると、「緊急人材育成・就職支援基金事業」は現在も続いている。「ニート等の若者を対象とした」ものとしては、「雇用能力開発」カテゴリーの中に「施策情報」のひとつとして「ニート等の若者の職業的自立支援」というページがある。「働くことについて悩みを抱えているニート等の若者の皆さんが就労に向かうための支援について紹介しています」とし「地域若者サポートステーション」が紹介されている。

(2) 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション⁷⁾は、「サポステ」という愛称ででは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行っている。

サポステは、厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社などが実施している。

では合宿型支援がなくなったのかというところで

はなく、地方自治体や民間団体が現在も継続して独自に事業を展開している。

3. 存続する合宿型支援

(1) 存続する理由

若者自立塾事業として、平成20年度実施団体は全国で29団体である。そのうち、法人自体が消滅しているものは7団体。22団体は事業を変えて存続している(ほとんどがサポステ事業)

これらの団体の中に「共同生活型自立支援機構」という組織がある。「旧若者自立塾」の団体が中心となり結成した共同生活支援を実施している、団体の集まり(9団体)である。

「共同生活型自立支援機構」の Web サイトにある「代表メッセージ」から、9団体の趣旨が読み取れる。

主な主張を以下に列挙する(番号割り振りは報告者)。

- ①社会的自立に躓く若者の数は、減っていない。
- ②自立に躓いた若者の多くは、自力でその状況を脱出する事が難しい。
- ③そのまま生活困窮者に陥るケースが頻発している。

- ④彼らを放置する事は、社会保障費の増加を示し、国及び各自治体に深刻且つ甚大な財政負担をもたらす。
- ⑤貧困、困窮者の増加は青少年の非行増加、引きこもりの長期化は家庭内暴力などの事件へと繋がり、時に親族間等の殺人、傷害事件に代表される犯罪にも発展する可能性が高く、治安の悪化や社会不安を招く恐れもある。

報告者は③～⑤の主張は、根拠を示しながらの主張が必要だと考える。特に⑤に関しては、慎重な言説の提示が必要であると考え。

厚労省の Web サイト（ひきこもり支援推進事業）には当時の厚生労働大臣の名前で「川崎や東京都練馬区の事件」を例示し、「安易に事件と「ひきこもり」の問題を結びつけることは、厳に慎むべきであると考えます」と、「共同生活型自立支援機構」代表メッセージとはほぼ逆の主張が述べられている（令和元年6月26日 厚生労働大臣 根本 匠）。

しかしながら、2000年に「ひきこもり」という言葉が爆発的に広まった（ひきこもり元年）のも、当時発生した衝撃的な事件と共に語られたからであった。当時も、有力な言説者たちが、上記のような相反する2つの見解を流布していた。

（2）なぜ合宿にこだわるのか

「共同生活型自立支援機構」に参加する9団体の中にNPO 法人教育研究所がある。

図1は、この団体の web サイトにて示されている合宿型支援の効果の説明である。

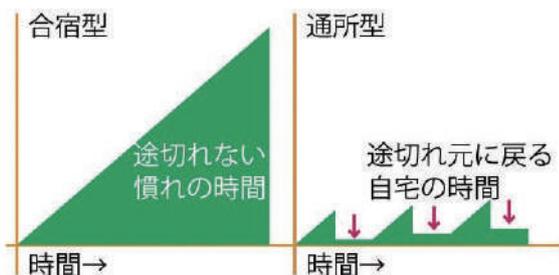


図1

NPO 法人教育研究所では図1を示しながら以下の効果説明をしている（番号割り振りは報告者）。

- ①合宿型は通所型と比較して短い時間で自立すること（当法人実績で半年～1年）。
- ②「他人との接触・交流」が、日中に限らず寝食を含めることで途切れることがないこと。
- ③この途切れない「慣れる時間」は、通所型と比べて適応に要する時間を短くすること。

この①～③を通した合宿の効果説明は、一見説得力や根拠（エビデンス）を伴った説明にも読めるが、「慣れ」という現象は、極めてあいまいなものであり、図で示すような時間とともに確実に蓄積されるものなのかも議論の余地が残される。

改めて、なぜ「合宿」にこだわるのか、「共同生活型自立支援機構」の「代表メッセージ」を読み進めてみたい。以下引用する。

「しかし、彼らに出来る限り早い（若い）段階から就労や社会参加の為にトレーニングを施せば、やがては通常の社会人、納税者になる事が出来る。我が国には長年に亘り若者自立支援において目覚ましい実績を残してきた民間の支援者が少なからず存在している。彼らの持つ自立支援に関するノウハウと知識と経験をさらに有効且つサステナブルに活用すべく積極的に発展させる事で、社会保障の仕組みに依存して生きるはずだった者が、納税者として国民の義務を果たし社会を支える一員へと立場を変える事が出来るのである。これは国家財政、地方自治体の財政にとって決して軽視すべき問題ではない。そして数ある若者自立支援の形態の中でも、共同生活型の自立支援は極めて有効な手段の一つであり、その効果と成果と確実性の高さは多数の民間団体による30年以上に亘る継続した活動によって既に実証済みでもある。」

この中段のメッセージからは、「若い段階からのトレーニングで通常の社会人＝納税者にすることができ」、その極めて有効な手段の一つが共同生活型の自立支援であることが「実証済み」とのメッセージである。

そして、後段のメッセージにつながる。

「以上のことに鑑み、私たち設立発起人、全国各地の共同生活型自立支援施設経営者、及びその活動に賛同する一般関係者有志は、ここに「特定非営利活動法人全国宿泊型自立支援施設協議会」を設立することに同意した。不登校や引きこもり、ニートなど社会参加できない青少年の問題は日本の将来を左右する重要な問題である。次世代を担う多くの青少年が、社会に出られず家に引きこもったまま悶々と日々を過ごしている現実に対して、社会が無為無策で放置しているのは道義的にも、また社会的、経済的損失の観点からも到底許されるものではない。この法人が設立された暁には、全国から多数の会員、賛助会員がこの趣旨に賛同され、引きこもりやニートなどの自立支援において極めて有効な手段の一つである共同生活型自立支援が、今後の日本社会にとって必要不可欠な存在であることを広く認知させるとともに、特定の利用者のみでなく情報弱者や経済的弱者なども含めた多くの日本の将来を担うべき若者が利用できるような環境を改善し、尚且つ各施設の経営基盤や組織体制の強化と安定化を進め、今後恒久的に自立支援、就労支援を継続することが可能となるよう仕組みを構築し、これをもって社会全体に対し、ひいては日本の将来に対して多大なる貢献ができると確信するものである。」

ここから読み取れるものは、「不登校や引きこもり、ニートなど社会参加できない青少年の問題は日本の将来を左右する重要な問題である」ことと、「引きこもりやニートなどの自立支援において極めて有効な手段の一つである共同生活型自立支援が、今後の日本社会にとって必要不可欠な存在であることを広く認知させる」ことを目的とし、この方法にゆるぎない自信をもっていることがうかがえる。

4. まとめ：ミスマッチの顕在化から

若者自立塾事業が「事業仕分けにより廃止となった」という事実は、一般には、若年無業者対策の必要がなくなった、もしくは、若年無業者対策として奏効しなかった、のいずれかが考えられるが、就業基本調査によれば、若年無業者層は、毎年当該人口の2%台で推移している。

このことから考えると、若者自立塾事業の廃止理

由は後者である。

若年無業者の問題について、内閣府による『子供・若者白書』による、若年無業者に関する記述は、キャリア教育の重要性を説くものとなっているが、この見解の元となる就業構造基本調査による「若年無業者が求職活動をしない理由」では「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」、「知識能力に自信がない」といった、キャリア教育の必要性を想起する回答は全体の半分にも満たない。圧倒的多数が「その他」の回答となる。「その他」が回答項目で圧倒的多数を占めるということは、この回答の設定に問題があると考えるのが妥当であろう。

就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由は、この質問では捉えられないほど多様化していることである。

広義の若年無業者の中でも、就労に向けた支援が困難な層に“<ひきこもり>というワードを伴う者”が一定数いることは、先行研究や言説からも明らかになっている。

支援困難事例とされたりする状態像であるにもかかわらず、自治体をはじめとする就労支援事業の対象者には「ひきこもり」というワードが含まれることが多い。

なぜ支援が困難なのかといえば、上記「若年無業者」に関する記述からもわかるように、支援目標と対象者の状況がマッチしない（ミスマッチ）であることは明らかであった。

にもかかわらず、支援目標は、就労をメインとした経済的自立一択であり、その過程において短期目標としてのコミュニケーション技術の向上、ボランティアやレクリエーションなどを行う社会参加である。これらを“クリア”した先に就労をメインとした経済的自立が目標設定されている時点で、ミスマッチが生じることは自明であったといえる。

しかしながら、「自立塾の体験はキャリアレディネスの上昇に寄与する可能性」の示唆を明らかにした安保英勇らの社会心理学的研究や、現在も公的事業として行われている「よこはま型若者自立塾事業」についても検討の余地が残されている。

また、報告者は<ひきこもり>という言葉そのも

の持つ逆機能にも着目している。

このような多様な状況のなか、冒頭に述べた通り、厚労省は大きな指針の転換を示している。これらの視点を整理し、理論・実践両面からの検討検証が必要であると考える。

注

1) 報告者はこれまで、〈ひきこもり〉に関わる多様な視点からの研究を続けている。〈ひきこもり〉の表記には意図的に〈 〉(やまかっこ)をつけて表記している。この表記の意図は、「ひ・き・こ・も・り」という言葉がまだに固定した意味を持たず、この言葉を発するものがイメージする像が、この言葉を受け取る者に正確に伝えることができないことから、この言葉が「定義」としてもいまだ曖昧であることを表記するためである。

このあいまいな定義についての議論は、他の研究者も言及している。報告者もあいまいな定義がもたらす課題について、無視できない問題であると認識している。

2) 令和7年5月に報道各社が報じた内容は、目指すものを「自立」から「自律」にすることや個々の多様性に着目し、30もの事例を提示している。

3) 「若者自立塾」を含めた若者の自立支援に関する研究は、教育学の分野などからいくつかの採択課題がある。しかし、「若者自立塾」そのものを冠した研究は、安保らの研究のみであった。また、英語表記は、安保らは「Youth Independence Camp」との表記であったが、厚労省のサイトでは「Enforcement of Youth Independent School business」との表記がある。本稿では確定した表記ではなく、日本の文化的背景も意味するものとし、英文抄録では、「wakamonojiritujyuku」としている。

4) 若年無業者：(1) 高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに通学しておらず、(2) 配偶者のいない独身者であり、(3) ふだん収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の個人である。

5) 事業仕分け：財政問題を抱えた国・自治体などが、行政サービスそのものの必要性や実施主体によって、予算書の項目ごとに選定していく作業。

6) ここにある中央職業能力開発協会の該当するHPへのリンクは現在「リンク切れ」で閲覧することはできない。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/jiritsu/>

なお、中央職業能力開発協会では事業の柱として「若年技能者人材育成支援」があり、厚生労働省の委託事業として、若年技能者の人材育成等を目的として実施している。現在は「若年技能者人材育成支援等事業(ものづくりマイスター制度)」の委託を受けている。

7) サポステの支援対象者

「働きたいけど、どうしたらよいかわからない……」、「働きたいけど、自信が持てず一歩を踏み出せない……」、「働きたいけど、コミュニケーションが苦手……不安」、「働きたいけど、人間関係のつまづきで退職後、ブランクが長くなってしまった……」など、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者の就労を支援する機関。

参考文献

- 近藤正隆(2007)「ニートを支援する活動「若者自立塾」の現場から」『日本学習社会学会年報第3巻』p.6-7
- 厚労省発表資料(2005)『「若者自立塾創出推進事業」の実施について(塾実施者の公募について)』
- 牟田武生(2005)『ニート・ひきこもりへの対応 だれにでも起きる!?!』教育出版
- 安保英勇(2009)「若者自立塾プログラムが利用者に与える影響に関する心理学的研究」『科学研究費2011年度研究成果報告書』
- 中央職業能力開発協会(2009)「若年者向けキャリア・コンサルティング研究会 報告書」
- 内閣府発表資料(2010)行政刷新会議「事業仕分け」資料第2会場評価結果・議事概要 若者自立塾(若者職業的自立支援推進事業)(厚生労働省)平成22(2010)年4月22日更新
- 厚労省発表資料(2010)『「若者自立塾事業」事業仕分けを踏まえた合宿型若者自立プログラムの展開の方針』
- 厚労省発表資料(2012)『「地域若者サポートステーション」事業の今後の在り方に関する検討会 報告書』
- 伊藤秀成(2016)『ひきこもり・ニートが幸せになるたった一つの方法』雷鳥社
- 檜垣昌也(2023)「若年無業者支援ならびに関連性のある〈ひきこもり〉支援における家政学的知見導入の意義」『敬心・研究ジャーナル6巻2号』

受付日：2025年5月10日